

移住支援金と福岡よかところ起業支援金について

【移住支援金】

当事務局の運営する福岡よかところ起業支援金と同じく、国の地方創生事業のひとつです。

移住支援金の対象者の主な要件に、起業する場合は「福岡よかところ起業支援金の交付決定を受けていること」との記載が御座いますのでご説明申し上げます。

【移住支援金の概要】 ※起業の場合

◎起業者の要件

- ・「福岡よかところ起業支援金」の交付決定を受けていること。
(交付決定を受けてから1年以内が対象になります。)

◎移住支援金額

- ・単身での移住：60万円。
- ・世帯での移住：100万円。
+子ども一人につき最大100万円。

◎移住の要件

- ・住民票を移す直前に連続して1年以上、かつ直前の10年間のうち通算5年以上三大都市圏(※2)に在住していた。
- ・移住支援金の申請時、対象となる移住先の市町村(※1)に転入後1年以内であること。
- ・転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

【申請の流れ】

移住支援金の要件確認 (三大都市圏(※2)に在住)

↓

移住支援金の問合せ (移住先市町村(※1)へお問合せ)

(就職の場合) 移住先市町村の要件による

(起業の場合) 「福岡よかところ起業支援金」の交付決定を受けていること

「移住支援金」へ申請予定と伝える

↓

福岡よかところ起業支援金へ応募 (起業の場合)

応募にはビジネスプランコンテストの参加者であること等の要件があります

詳しくは「福岡よかところ起業支援金」のホームページ又は事務局へご確認ください

※「福岡よかところ起業支援金」ホームページ

→ <https://www.joho-fukuoka.or.jp/yokatoko/index.html>

↓

福岡よかところ起業支援金の交付決定を受けた

↓

移住支援金を申請

申請期間：福岡よかところ起業支援金の交付決定後1年以内

申請先：移住先の市町村

※対象となる市町村(※1)へ移住：移住後1年以内に**移住支援金**を申請



福岡よかところ起業支援金の事業計画に沿って事業開始



福岡よかところ起業支援金の事業完了

福岡よかところ起業支援金の事業完了までに福岡県へ移住する

【ポイント】

現在三大都市圏(※2)在住の方！

福岡よかところ起業支援金の応募をなさる時に、**移住支援金**を併せてご検討くださいませ。

詳しくは、下記のホームページに記載されています。こちらもご一読くださいませ。

福岡県移住支援事業 → <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ijushienkin.html>

※予算の執行状況によっては、支給できない場合があります。詳細は各市町村にお尋ねください。

市町村のお問い合わせ先

→ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ijushienkin.html#toiawase>

※1 対象となる移住先の市町村：北九州市、大牟田市、久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、
八女市、筑後市、大川市、豊前市、宗像市、古賀市、うきは市、
嘉麻市、朝倉市、みやま市、粕屋町、芦屋町、岡垣町、小竹町、
桂川町、東峰村、大刀洗町、広川町、香春町、川崎町、大任町、
福智町、苅田町、みやこ町、上毛町、築上町
(令和7年4月1日現在、年度によって異なる場合が御座います。)

※2 三大都市圏：下記の東京圏、名古屋圏又は大阪圏を指す。

- ・東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- ・名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
- ・大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県